

後期高齢者医療 保険料率について

平成28・29年度の保険料率が決まりました。

《 被保険者の皆様の平成28年度保険料額は、
7月以降に郵送でお知らせします。 》

1人当たりの医療費の増加などにより、保険料の上昇が見込まれたため、前回改定と同様に、これを可能な限り抑えるよう努めました。

被保険者の皆様には、新保険料へのご理解と保険料納付のご協力をお願いいたします。

京都府の保険料率

	平成28・29年度	(平成26・27年度)
均等割額	48,220円	(47,480円)
所得割率	9.61%	(9.17%)

保険料例は裏面のとおりです

保険料の計算方法

$$\text{年間保険料} = \text{均等割額 } 48,220\text{円} + \left(\text{総所得金額等から基礎控除額の33万円を引いた金額} \times \text{所得割率 } 9.61\% \right)$$

※保険料の上限額 年57万円 (変更なし)

後期高齢者 医療制度とは

75歳以上の高齢者等を対象とした医療保険制度です。

- 京都府内にお住まいの75歳以上の方
- 京都府内にお住まいの65歳以上75歳未満の一定の障害がある方で、申請により広域連合の認定を受けた方

保険料例 (年額)

単身世帯のケース 年金収入額	平成28・29年度			平成26・27年度 との比較
	均等割	所得割	合計	
80万円 (所得 0円)	4,822円 (9割軽減)	0円	4,822円	74円増
120万円 (所得 0円)	7,233円 (8.5割軽減)	0円	7,233円	111円増
180万円 (所得 60万円)	24,110円 (5割軽減)	12,973円 (5割軽減)	37,083円	964円増
210万円 (所得 90万円)	38,576円 (2割軽減)	27,388円 (5割軽減)	65,964円	1,846円増
240万円 (所得120万円)	48,220円	83,607円	131,827円	4,568円増

※年金以外の所得がある場合は、その所得も含めて計算します。

所得の少ない方の軽減措置 (平成28年度)

均等割額5割軽減・2割軽減が拡大されました

均等割額	総所得金額等 (被保険者全員 + 世帯主) が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
	8.5割軽減対象世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下 (その他の所得のないこと)	9割
	基礎控除額 (33万円)	8.5割
	基礎控除額 (33万円) + 26.5万円 × 被保険者の数	5割
	基礎控除額 (33万円) + 48万円 × 被保険者の数	2割

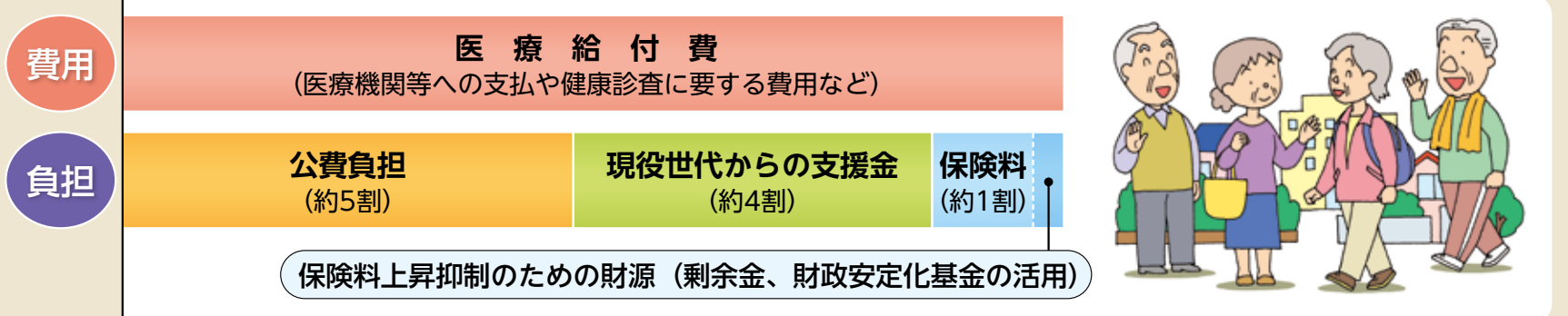
※年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、公的年金等に係る所得から15万円が控除されます。

※専従者給与 (控除) 及び譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

所得割額	基礎控除後の総所得金額等が下記の基準を超えない方	軽減割合
	58万円以下	5割

※制度加入の前日まで、会社の健康保険や協会けんぽ、共済組合の被扶養者であった方は、所得割額はかからず、均等割額が9割軽減されます (前日まで国民健康保険や国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません)。

後期高齢者医療制度は、世代間で負担を分かち合い、支え合うしくみになっています



被保険者の皆様の平成28年度保険料額は、7月以降に郵送でお知らせします。

問い合わせ先

京都府後期高齢者医療広域連合事務局
☎075-344-1202 / 075-344-1219

又はお住まいの市区町村の担当窓口まで
ホームページ <http://www.kouiki-kyoto.jp/>